

議案第42号

訴訟上の和解について

地代増額請求事件について、次のとおり和解する。

令和5年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事 件 名 地代増額請求事件（松山地方裁判所西条支部令和3年（ワ）第18号）
- 2 当 事 者
(1) 原 告 （省 略）
(2) 被 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）
- 3 訴 え の 概 要

別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、令和2年12月に被告が示した地代の年額141万273円は、憲法第29条第3項の正当な補償といえるものではないとして、原告は被告に対し、地代の年額を604万6,544円とする増額請求を行い、新居浜簡易裁判所に調停を申し立てたが、調停不成立となった。

上記理由から、原告は、原告と被告との間の本件土地に係る賃貸借契約の地代の年額は、令和3年1月1日以降、604万6,544円であることをそれぞれ確認することを求めて訴えを提起した。

4 和 解 条 項

- (1) 原告は、被告に対し、本日（令和5年10月4日）、本件土地を、代金合計4,015万5,706円で売り、被告は、これを買受ける。

- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和5年11月17日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、被告に対し、本件土地につき、令和5年11月17日限り、同年10月4日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は、被告の負担とする。
- (4) 被告は、原告に対し、本件土地の令和5年度借地料につき、令和5年4月1日から同年10月3日までの分68万938円を令和5年11月17日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (5) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

(省 略)

提案理由

地代増額請求事件について、原告と訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第

1 項第 1 2 号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）抜粋

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（ 1 ）～（ 1 1 ）（省 略）

（ 1 2 ）普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 1 1 条第 1 項（同法第 3 8 条第 1 項（同法第 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 4 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 1 0 5 条の 2、第 1 9 2 条及び第 1 9 9 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（ 1 3 ）～（ 1 5 ）（省 略）

2 （省 略）